

ゴットフリート・デーチェ 『財産権擁護論』の事(2)－完

野 田 裕 久

目 次

序言

1. デーチェ所説の内容

(1) その前段 ……以上 第6号(1999年2月)

(2) その後段

2. デーチェ所説の意義と問題点

付記 ……以上 本号

(2) その後段

転機が訪れた。「20世紀における財産権の衰退」である。同名の章の「緒言」を引用しよう。

人間が解放され自由が享受されうる状態を、文明と定義できよう。それは進歩と同じではない。ふつう自由は進歩をもたらすが、必ずそうとは限らない。抑圧と搾取の状態下での物質的・技術的進歩といった事例に歴史は満ちている。農業社会から工業社会へのロシアの変容と、ヒトラー下でのドイツの権力増大とは、その多数の事例中の2例にすぎない。

文明が発展するほどに、その没落も近づく。個人の自由の充実とともに西洋文明は、世紀の転換点にその頂点に達したようだ。その時に人々が享受していた自由はあまりに大きかったので、今や来るべきものは没落だけ

だとの感情が抱かれた。「世紀末」について語られた。かくも深刻な悲観とともに一つの世紀の終わりが待たれたことは、未だかつてなかった。これ以上の自由はまず期待できなかった。人々は自由とともにこの世紀が終わることを恐れただけではない。更なる恐れがあった。西洋文明がその頂点に達したため、「世紀末」という語に人々は当の表現の文字通りの意味を超える何物かを見るようになった。西洋文明の終焉である。

20世紀には前代未聞の科学と技術の進歩、それに参政権の拡大が見られたものの、自由の没落が生じた。19世紀は質量ともに立憲主義の改善をもたらした。20世紀は共産主義、ファシズム、社会主義、それに福祉国家の登場とともに、立憲主義の没落を見た。ルソーや理想主義者やロマン主義者の教説に多く見られる集団主義の理念にもかかわらず、19世紀は個人主義の世紀であった。これに対して20世紀は大衆の世紀となった。19世紀には自由が原則でありその侵害が例外であった。20世紀には個人の権利が多く制限され、それが原則となり自由が例外となったようだ。自由の不可侵について多くのリップサービスはなお為されてはいるけれど。

これは私有財産に関して特に当てはまる。私有財産が享受していた保護は衰えた。19世紀を通じての保護の増大—それは諸国において取りうる形いかんにかかわらず、またその程度も様々ながら、大いなるものであったため、自由財産の世紀と語ることができるほどであった—の後にはその急速な衰退が続いた。かつての強い賞賛は今や強い誹謗に取って代わられた。19世紀には例外的にしか認められていなかった自由財産への制約は増していき、それが原則となり自由財産が例外となるほどに数多くなった。全ての「個人の自由」の中でも、財産の自由が最悪となった。その個人主義的な観念は益々もって社会的なそれに置き換えられた。不動産が攻撃されたばかりではない。財産の自由な行使も制限された。事の完璧を計るべく、財産取得の自由さえ制約された。過去に取得されたものであれ、現在存在するものであれ、将来に獲得されるであろうものであれ、今やあ

らゆる類の財産が問題視されるに至った。

こうした展開はますます不条理となっていく。元来、私有財産の制約は「社会正義」に基づいていた。そのような正当化は、この表現の曖昧さや、人間は財産を取得し利用するまさに平等な権利を持つという事実ゆえに、疑わしかったので、かかる制限は、それによって非特権層や障害者による財産取得が容易になる場合に支持されていた。しかし、ほどなく財産は、より大きな機会の平等の創出のためでなく、そうした機会を活用しなかった人に財産を譲り渡すために、制限されるようになった。財産権は、歴史を通じて人間の大きなインセンティブの一つであったが、今や怠惰なる者を支えるために制約される始末だ。「社会正義」を根拠とする制約は—おそらく不可避に—福祉国家や社会主義のための制限へと墮落した。

財産権の制約は突然に生じたのではない。すでに私有財産制が勝利の歩みを遂げていた最中にも、財産権を問題視する諸勢力が働いていた。時とともにそれは支配的となった。それら勢力にひとたび譲歩するや、もはやそれらを押しとどめることは出来なくなった。それらは様々な学派に現れ、かの「思想の鏡」たる法学に反映された¹⁴⁾

「法学者以外の者による攻撃」。その端緒もしくは前史はマルクス『共産党宣言』(1848年)である。「持たざる者」の信条と「科学性」に基づき革命を志向する。暴力的蜂起が挫折した—パリ・コミューン—後は、議会制利用の戦術転換となる。自由主義(財産権擁護)派の選択肢として取られたのは、多くはかかる社会主義への妥協であった。その動向を自由社会と両立しうる—と考えられる—限りで受容するのである。宗教家、モラリスト、経済学者において然り。キリスト教的社会主義者のキングズレーの宣言文に曰く、「イギリスの労働者諸君。全能なる神、イエス・キリスト、この貧者のために殉じた貧者こそは、諸君に自由をもたらずであらう。この地の全ての富の邪神どもが諸君にいかにか抗おうとも」¹⁵⁾と。自由放任と功利主義を非難するコールリッジ、「飢える自由に価値なし」と叫ぶカーライルも同様である。“社会的良心”に訴え財産

の規制立法を求める動きである。ドイツ「キリスト教社会労働者党」も「講壇社会主義者」も立場を同じくする。その主意は、ブルジョワジーに財産への“社会的態度”を培養することでマルクス主義を抑止せんとする試みであった。アドルフ・ヴァグナーによれば私有財産は「社会-法制度」であり政府による統制が必須である。グスタフ・シュモラーは、人口増大と都市過密化とのため私有財産制制約必至と説く。アメリカのエリーは自由放任を経済学の幼稚な段階と捉え、自由競争が社会的効用をもたらすことを疑問視した。これら宗教家・モラリスト・経済学者はその主張ともども人脈上も相互に関連していたという。

「法学者による攻撃」「法解釈による制約」「立法による制約」も出現した。その内実は本章の「結語」に活写されている。以下の通りである。

19世紀における自由財産支持論は率直で誠実であった。旧体制の最後の拘束からの解放を目指す戦いであって、隠された意図は何もなかった。何物も隠される必要はなかった。この解放は自由を求める闘争の本質的な部分であり、当時は自由が第一の地位を占めていたからである。これとは反対に、財産権への攻撃はたいていの場合これほど率直ではない。最も誠実な攻撃はおそらくマルクスに由来する。彼は明瞭で妥協知らずであった。しかし、私有財産の全ての「擁護者」—社会主義を防ごうとして、自由主義的な財産概念を非妥協的に擁護することから逃げた「擁護者」は、不誠実であった。確かに、社会福音運動の誠意や、社会的志向の国民経済学者や法律家の誠意は疑われるべきではない。ホームズやブランドイス、イエーリングやギールケ、デューギー。—彼らは皆あるいは自由の友であると同様に財産の友であったかもしれぬ。他面、彼らの理念に続いて私有財産権がいよいよ衰退したことを思えば、彼らが財産権凋落の種を蒔いたこと、これは否定できない。

重要なのは、財産の再評価は既存の法を単に解釈することに始まり、その端緒は私法—すなわち個々人の関係を規律する法—を新たに解釈するこ

とにあった点である。そのような再評価が不信感を抱かせるおそれはなかった。なぜなら、個人と個人が向き合うこうした法においては、ある者の財産の制約は他の者の利益となるはずだからである。これなら受け入れられる。隣人を害するような悪意ある財産の使用を禁じることは、財産権に関するさしあたり無害な社会的解釈の事例にすぎぬ。が、ひとたび自由主義的で個人主義的な財産概念が問題とされるや、それは公共の福祉のために私有財産を制約する小さな一歩となる。私有財産権の社会的解釈は、元々は私法の領域に制限されていたが、今や公法の中へと侵入する。もはや個人は自分と横並びの他の個人の権利とではなく、社会の要求と直面するようになる。その財産権は社会的解釈ばかりか、社会立法にも服することになる。

しかも、この更に危険な段階に関して立法者は率直ではなかった。財産の制約はもっぱら徐々にもたらされた。自由財産権を元々は人道主義的な理由から攻撃していた労働立法は、まもなくそれを擬似人道主義的な動機から制限するようになった。同じことは社会立法に関しても言える。遂には、倫理的動機の何らの見せかけなしに私有財産に介入する法律が可決されることとなった。憲法でさえ、この新しい傾向を免れなかった。こうして多くの者に気づかれぬままに、しだいに私有財産権の衰退がもたらされた。初めに私法において解釈し尽くされ、次いで公法により法律と規制を通じて廃棄され、更には憲法により放棄され、個人主義的な財産権概念は社会的なそれにとって代わられた。私有財産権はその破滅への道を歩んだのだ。

この展開は、19世紀においてその頂点を極めた文明の進歩の否定を意味する。歴史を通じて人間行為の主たる動力の一つであった私有財産が、今や貶められた。病人が健常者に勝利した。―病人をしばしば必要以上に保護する社会保障法は、働くために彼らが速やかに健康になろうとか、健康を維持しようと望むことを、ますます疑わしいものにした。怠惰なる者が勤勉なる者に勝利した。―失業保険がますます寛大になったため、失業

者が何としても再び仕事に就こうとか、職場に留まるべく最善を尽くすと
いったことを、ますます疑わしいものにしたからである。債務者が債権者
に勝利した。—法律が債務者を、人道主義的な理由からはしばしば全く正
当化されぬと思われるような仕方で優遇したため、債務者はその債務の返
済を易々と行えるようになったからである。とどのつまりは今日では労働
が罰せられるほどだ。—累進課税により、多く働く者が、もし当人がより
勤勉でなかった場合に納めるであろう税金よりも比較にならぬほど高い税
金を納めねばならないから。これらの事例は、20世紀における財産権の
凋落を示すほんの僅かの証左にすぎない¹⁶⁾

「財産と民主主義」と題する章。民主主義が財産権に対して有する両義性、
特にその危険性が論じられる。以下、その「緒言」である。

財産権の凋落はあまりに影響甚大な出来事だったため、それはおそらく
現代の著しい社会的指標となっている。その原因についての問いが発せ
られた。いかにして自由財産は、何世紀にも及ぶ闘争の末に遂に確立され
ながら、自然法による承認から実定法によるそれへと引き継がれ憲法に
よって厳かに確認されながら、僅か数十年のうちにかくも衰滅したのであ
ろうか。我々はこの世紀に、いかに数世代の物質的成果が忽ちのうちに破
壊されたかを目の当たりにした。それについて我々は嘆いてきた。が、全
てのこれら形あるものは、いかに価値あろうとも、普通は置き換えること
ができる。一層深刻なのは理念が破壊される時である。まさに自由財産の
理念の破壊は、具体的な財の破壊ほどには痛切に感じられないものの、我
らがこの世紀に被った最大の損失に思えるのだ。

このような重要な制度に関して予想できるように、その破壊を説明する
多くの理由づけが出されている。最も頻繁かつ軽率に申し立てられている
理由づけとは、「自由主義の失敗」これである。共産主義者、ファシスト、
社会主義者、福祉国家論者は、彼らの財産概念が自由主義の「誤謬」を正

すと強調する。驚くことではない。自由主義は前世紀の生活様式であった。その後起こった全ての事は、ある意味でその諸帰結の一つであるように映る。が、自由主義は余りに多様な相を持つため、それが財産権の衰退について全面的に責任があるとするのは正当とは思われない。そうするのは自由主義の全ての相を拒否する共産主義者やファシストだけだ。これよりも全体主義的でない運動は、私有財産の保護を確かにこれほどは危険に晒しはせず、主として自由主義の「経済的様相」すなわちマンチェスター学派の自由主義や自由放任主義やその「超絶した個人主義」を攻撃することに自制している。しかし、全体としての自由主義が、あるいは自由放任主義やその過剰が財産権の没落に責めを負うかどうかは、慎重に答えられなければならない問題である。法学者に関しては、彼らは無制限の財産権をもっぱら法の論理からのみ主張したが、これは彼らの社会的確信によって補完されていたようだ。財産所有者が道徳的・倫理的な配慮に頓着せずに自らの財産を利用する自由はなかったことが認められよう。それらは「最も個人主義的な」ローマ法の下でさえ考慮されていたのである。総じて現実はこうした考慮事項と一致していた。決して財産は、社会的観点を力説する者により主張されてきたように、無思慮に利用されたわけではない。たとえ「無思慮な」使用に際しても財産所有者は法律の範囲内に留まるのが相場であった。19世紀末の著作からは次のような印象を受ける。財産権の個人主義的な「濫用」に関する報告は誇張されているが、そこに、財産の社会的使用を支持する道徳的・倫理的観点を法規範へと具現化しようとの目的があるのは明らかだ、と。この不当な要求が勝利を収め、財産権の地位は弱められたとはいえ、自由主義の「過剰」だけが財産権の凋落を説明するものではない。そうした「過剰」は、既存の法律の解釈によっても防げたであろう。なるほど、それは財産の社会的な概念を持ち込む若干の法律に心を向かわせたかもしれない。が、社会的国家に有利となる大規模な立法を必要とはしないのだ。

個人主義的な財産概念の凋落は、個人主義それ自体の凋落と同様に、ナ

シヨナリズムの成立に帰せられてきた。それが共同体感情を強調するからというのである。そうした言明が正鵠を得ているように思えるのは、明らかにドイツの場合である。財産の社会的役割を強調するドイツ法的な思考の復活は、ドイツ統一運動によって強く支持されたようである。統一後もこの思考様式は弱まらなかった。1900年の民法典は主にローマ法に影響されていたが、にもかかわらずそれは普通法のように「ローマ的」ではなかった。それはドイツ法的な特徴を多く含んでいた。フランスに関して、19世紀を通じて個人主義はナシヨナリズムの影に覆われる一方だったと言えるだろう。第2帝政は契約的国家観よりも有機体的国家観に支えられていた。その最後の年月に見られた熱狂的愛国心は第3共和政でも続いた。個人が重んじられることのいかに乏しかったかはドレフェス事件でまさに明らかとなった。フランスのナシヨナリズムはまずポワンカレとクレマンソー以上に雄弁な代弁者がかつて持たなかったろう。合衆国では南北戦争がナシヨナリズムの増大をもたらした。それは20世紀初頭に同国が世界強国として現れた時に更に強調され、第1次世界大戦においてその頂点に達した。ホームズとブランドイスが自国民に社会学的法学の価値を説きつけようとしたのは、この時期を通じてである。総じて次のように言えるかも知れぬ。20世紀の初頭までに有機体的な国家理論が一たいていは無意識のうちにドイツのみならずフランスや合衆国においても益々受け入れられていった、と。とはいえ、この新しい共同体感情が財産権の凋落に及ぼした影響を、過大評価すべきではない。この影響は、ファシスト・イタリアやナチス・ドイツのような自由なき社会の極端な国家主義においては明らかだとしても、相対的に自由に留まった諸国においてはさほど大きなものではない。19世紀末までにナシヨナリズムが個人主義を脇へ押しやり、おそらくパターンリズムの再興を促したことは否定できない。しかし、「ナシヨナリスト」が国民のために財産権保護という価値を省みなくなった、と見なせば虚偽となろう。国民の健康の保護を目的とする法律は、終始ナシヨナリスト的な考慮に影響されてはいただろう。健康

はまさに国民に資するものだからである。しかし、それが財産権を侵害することはほとんどなかった。他方で、財産権の侵害を行う法律、すなわち擬似倫理的、擬似人道的で、怠惰を促すような法律は国民のためにならない。それがまさかナショナリストによって承認されるなどとは、ありそうもない話である。

ナショナリズムと自由主義に財産権凋落の原因を求めるとは不条理に思える。この凋落が生じたのは、それが、既に自由主義の時代を通じて潜在していた勢力、すなわち平等主義の勢力によって望まれたからである。人間の解放と、至るところで開放された万人に対する良き可能性も、人間本性を変えることはなかった。人間に豊かになる権利と可能性を与えた自由主義は、人々に貧しいまま留まることをも認めた。それはより厳しい労働への動機づけとなったばかりか、怠惰への容認ともなった。社会的な事情によって、否たいていはそれよりも怠惰の結果として、多くの人々は貧しいまま留まり、財産の解放の後存在するようになった莫大な富に与らなかった。19世紀後半以降、こうした国民中のより貧しい層は、ますます前面に現れるようになった。民主主義の前進に支えられて、まもなく彼らは有力な多数者となった。かかるものとして彼らは、より多くの財産を所有する少数者に自らの意志を強制できるようになったのだ¹⁷⁾

「財産と新しい自由権」との一節は興味深い。―新しい権利が認知された。「集会の自由」、「結社の自由」がそれである。これが自由権の意味転換の一契機となる。「宗教の自由」にせよ「言論・出版の自由」にせよ「人身の自由」にせよ何れも個人にのみ係わる。他者からの独立がその指標である。が、「集会の自由」、「結社の自由」は転じて、構成員を自己規制させるなど集団本位の様相をもたらす。個人主義とともに個人の私有財産権を制約するようになる。「民主主義、絶対民主主義および財産―その理論」と「同一―その現実」との節に曰く、民主主義は、当初は旧体制―封建制・絶対王政・法的不平等・自由の欠如―への反発として、出現した。自由と平等とが主張されたが、あくまで自由が

平等より優先されていた。しかし、民主主義の進展—普通選挙の確立とともに、財産なき大衆、すなわち多数の「持たざる者」が政治に進出し少数の「持つ者」を抑圧する。平等主義の強調とともに、所有権は民主主義にそぐわない低次の権利と位置づけられるに至った、と。

以下、「財産と民主主義」の「結語」である。

民主主義は、元來は財産の保護のための必要条件と見なされていたが、こうして財産権の破壊に際して重大な役割を演じることとなった。まさに民主主義が前進した結果、民主主義的な政治と法に根本的な変化をもたらされた。

自由は人民の支配によって最もよく保障されうるとの考え、民主主義革命の哲学の核と見なしうるこの考えは、続く世代にあっても民主主義思想の中心点に留まった。結果として、民主主義的な政治の基礎は絶えず拡大していった。ますます人間は、民主主義の過程に参加する権利を持つようになった。何世紀も経て、人間は臣民でなく今や市民となった。そればかりでない。太古より支配されるばかりだった人間は今や支配者となった。たしかに選挙権が当初は制限されていたため、支配するという万人の権利は、ほとんど理論上にすぎぬことと見られたが、この権利は選挙権の拡大とともに実現していった。個人が何かしら神聖であるといった民主主義革命の理念は、個人は群衆のどうでもよい一部としてのみ神聖であるとの信念に、取って代わられた。更には、群衆が神聖であるとの信念に至った。人民は神化され、「民ノ声ハ天ノ声」との怪しげな理念が玉座に就いた。

この理念の実現には不可避の帰結が伴った。神々はいきおい排他的となった。神聖と宣言されたものには、いかなる挑戦も適うべくもなかった。それは王権神授説に匹敵した。更に昂じて民権神授説にも匹敵するようだ。人民の声が神の声であるなら、それは必然的に正しいに違いない。この原理を受け入れることは革命的であった。今や人民は自然法や神の聖性にもはや敬意を払う必要はなくなった。己自身によって作られた法のみ

を承認すれば足りた。当の法の以前に成立していた旧法は、再び吟味され放棄された。フランス革命期には「玉座に就かされた法は国王たるの榮譽を受けた。」イギリスと合衆国における民主主義革命にあっても事情は似ていた。しかし民主政治のこの初期の段階においては、法は古い、神聖な、自然な、歴史的な法をなおも志向していた。それに応じて民主主義は制約されていた。時が経つにつれ状況が変わった。たしかに法はなおも玉座に留まったが、伝統によって担われないこの玉座は揺らぐ一方だった。法はそのつど人民によって彼らが好む時に好む仕方で作られるばかりだからである。自然法をすっかり捨て去ったという意味ではない。全ての支配者が、民主主義的な支配者も、そうすることを躊躇しただけである。それによって彼は自らの正統性の証にとって価値ある手段を失うからである。にもかかわらず、古き法に固有の思考—法は民主主義的支配を越えて存するという思考—はいよいよ挑戦を受けるようになった。グロティウスが神の法を世俗化したと言われている。民主主義的支配者は更に先を行く。神聖なる自然法を世俗化したのだ。人民によって定立された法のみが自然法と承認された。高次の法が実定的規範へと変容されることによってであれ、あるいは、これより多くの場合、高次の法への考慮なしにそうした規範が創出されることによってであれ。実定法は神の法と等しくなった。実際それは法における革命であり危険に満ちていた。ある論者が皮肉にも指摘したように、「立法者たちがほんの少ししか増しでないと気づくや、彼らに神の如き力を見出すのは困難になる」からである。「神の如き」民主主義的立法者によって、人民に資するものが法であるとの原則に従って作られた法律の多くは、恐るべき仕方です。「法ノ極ミハ不法ノ極ミ」との言葉を実証したわけだ。

民主主義的な立法は財産権に対して破壊的な作用を及ぼした。民主主義の前進は平等主義への前進でもあった。法の前の平等は、法律を発するという万人の平等な権利によって補われた。が、これで十分ではなかった。法律を発するという万人の平等な権利は、いきおい万人を法律によって平

等にするという権利にまで至った。民主主義革命においてその他の諸特権は廃棄されたため、なお残存する富の特権がますます民主主義の異常事として注意を引いたのも尤もだったからである。民主主義時代の初期にあつては少数者から見ての「目の塵」であつたものは、平等主義的民主主義の到来以降は多数者から見ての「目の梁」となつた。民主政治が不遇な大衆の代弁者として絶対化して以来、それはより平等な財産の分配を求めるようになった。それは当然ながら個人の財産権を侵害することによってのみ実現される。正義は「社会正義」へと墮落した。モンテスキューには民主主義の顕著な標識と思えた、あの平等への愛は、今や遂に目標に達した。ヴォルネーが述べた「平等という聖なる教義」は赤裸々な事実となつた¹⁸⁾

「財産権の凋落－範囲・帰結・展望」と題する章。その「緒言」である。

以上の叙述では、いかに民主主義の成長が私有財産権の制限を導いたかを示そうとした。引き続いて、今やこの発展の惨状について論及し改善策を幾つか提案する。

まずは財産権の軽視の程度が扱われよう。ここで述べられる展開は明らかに合衆国・フランス・ドイツに限られたものではない。これら全ての国において財産権がその保護を失つたという事実そのものが、ある一般的な傾向を示している。というのも、これらの国家はさまざまな法体制ばかりか、民主主義のさまざまな形式をも表しているからである。他の民主主義国の展開を考察すれば、同様の確認が得られるであらう。至るところ私有財産権の保護が失われつつあることの確認である。それ以外のものではまずあり得ない。というのは、財産権の凋落は決して民族的な現象ではなく民主主義的な現象だからである。おそらく共産主義者によるこの権利の否定は、この現象からの派生に他ならぬであらう。

西洋民主主義と共産主義との間に今日いかにその他の諸問題があるにせ

よ、主要問題は私有財産権に関わっている。一般に次の点では一致しよう。西洋民主主義は共産主義諸国よりも財産に今なお多くの保護を与えており、前者が後者よりもそうした保護を望ましいと強調する点である。ここで疑問が生じる。西洋民主主義は自らの国境内において財産に保護を与える能力がないにもかかわらず、国際的なレベルでそれを保つことができるのか否かという疑問である。

この問題の検討に続いては、財産権凋落の帰結について探究する。この凋落の逆説的な性質について幾つか所見が示された後、いかに財産権への制約が財産一般への軽視を招き、更には道徳に対し由々しき影響を及ぼしたかが論じられる。

本章は、財産権保護の再生のための提言とともに結びとなる。西洋民主主義の再興のための、また我々の自由の全面的崩壊を防ぐための手段としての財産権保護である¹⁹⁾

(ディーチェの議論はインテンシヴというよりイクステンシヴである。) 国際法においても財産権の凋落は見られる。諸々の条約や国連憲章でも、他の自由権の保障の手厚いのに比べて、私有財産権は第2級の扱いを受けている。世界人権宣言に「何人もその財産を恣意的に奪われてはならない」とあるが、「恣意的」とは「法の根拠なく」の謂い、つまりは立法者は個人からその財産を剥奪する権利を持つ仕組みであるように。更に「社会」権の詳細極まる規定に明らかかなように、今や私有財産権は「社会権」以下の地位である。国際法の「社会化」は自由主義国と共産主義国との妥協の必要の産物であるのみならず、自由主義国それ自体に受け入れられた社会的財産観の故でもある。国際法の立法が今や貧しい多数の後進国の手に握られたことがこれに拍車を掛ける。その結果が国際法の「平等化」である。

財産権凋落の帰結は国内でも国際社会でも見て取れる。国内に関して。(既述の通り) 民主主義の変質に伴い、単なる偶然により身に帯びた権利が重視され、努力が加味された権利—所有権が軽視されるに至った。しかも実は、財産

権の侵害は民主主義の存続そのものにとっても有害なのだ。福祉国家では、個人は自助能力なしとされ、怠惰が助長される。これは現下の生存競争場裡にあっては西側社会にとって自殺的であろう、と。

国際社会に関して。ここに西側先進国の一闘士としてのディーチェの姿勢が明らかとなる。一東西対決下にあつて、名実ともに私有財産権を否定する東側と対照的に、建前上は私有財産制を取るものの事実上はその侵害状況にある西側のあり方は、逆説的かつ偽善的である。西側先進国の後進国への援助が実のところ嘆かわしき性質を帯びる所以である。西側先進国の後進国への援助は後進国の自助努力を促すようなそれ（留学生受け入れや技術者等の後進国での勤務）でなくてはならぬはずだが、現実は大きくこれと相違する。野放図な財政援助が実態である。これは先進国の納税者への強制となるばかりか、援助対象国に感謝の念を抱かせぬ。長期的に見れば外国からの援助は受入国の国民の福祉向上にほとんど役立たぬ。依存体質を培い進歩の前提たるインセンティブを奪ってしまうのだ。最先進国たるアメリカの発展の理由は自助によるものであったことを想起せよ、と。共産化防止のために援助国の利益になるではないかとの反論があるが、受入国は反共政策を積極的に支持していないのが実情、しかも往々にして共産圏寄りではないか。更に債務国は債権国を嫌うもの。債務国同士が結託し奢侈のための援助すら要求しては、それが満たされぬと恫喝しよう。善意者が犠牲者となる図なのだ。

“自由社会”内部で、オルテガの所謂「大衆の反逆」は今や「挫折者の反逆」と化す。彼らは凡庸に、ただ生きることだけを望む情けない連中であり、財産—継承と努力の産物—への尊重心を失い、刹那的で軽佻浮薄、強迫神経症的な浪費に耽るばかりである。自由社会存続の保障ありや。遅きに失するかも知れぬが再生策を提言すると、ディーチェは述べる。もとより非民主的だの反動的だのとの非難は覚悟の上。否、現今の「絶対民主主義」—数を頼んでの民主主義の横暴—に対する「反動」こそが、自由と財産を救う唯一の方途でなければならぬ。制限された立憲民主主義の保全。そこに「反動」の今日的意義は存するのだ。

「再生のための提言」には、消極的と積極的の2策ある。凋落の防止と回復が主眼である。凋落防止策について。しばしば「自由主義」として擬装せる漸進的社會主義について一層の警戒を怠ってはならぬ、とするのである。言論の自由の侵害と同様、財産権の侵害も「ソヴィエト化」を招くものと認識せねばならぬ。しかも、より重要なのは財産権。財産権の更なる凋落を防止できるなら、言論の自由の制約が擁護される局面もある。ナチス権力掌握の教訓に鑑み、自由の敵には自由を与えるべからず、と。「明白かつ現在の危険」法理の援用である。積極的なる回復策について。国際社会の場では国連を脱退した上で自由化（私有財産保障の再確立）志向の外国勢力を支援すべしと説く。自由社会では累進課税制、債務者保護立法、その他の社会立法の撤廃、総じて「19世紀に時計の針を戻す試み」を推奨する。古い価値を保守することに元々悪しき要素は何もない。むしろ現在では進歩の契機たりうるのだ、と。福祉国家の陥穽、私有財産侵害の悪影響を知らしむべく、中産階級や労働者を再教育して新世代に伝達せねばならぬ、と。民主主義の制限が急務となる。制度的と地域的の分権が要請される。権力分立の徹底—行政権の低減と司法権の増強—、二院制の活用、地方分権の拡充が求められよう。民主主義を制限する「非合法」と思しき活動でも、自由のために遂行されるなら正統である、その実は民主主義の非正統性を制限して、その正統性を回復させるだけだからだ、との極論さえ窺える。

「欧米における私有財産権の展望」との一節。これと「あとがき」とは「立ち直れ、アメリカ」といった主旨である。全編の結びとなる。—近年ヨーロッパでは私有財産についての個人主義的概念が強まっている。フランス第5共和制憲法でも西独ボン基本法でも民主主義を制限するための措置が採用されるなど。後者では、財産の社会的解釈の頂点がヒトラーの第3帝国であったとの教訓から、「私権」再興の動きありともされる。しかし、現在のアメリカにはその潮流はない。連邦制や司法審査や権力分立が蔑ろにされ、集団主義の理念が流行し、ますます政府は一時的な民衆の情念に左右されつつある、と。若き活力ある進歩への信念が概ね失われているのが、現今のアメリカである。彼ら民

衆は所謂2代目。セルフメイド・マンに非ず。労なくして贅沢な生活を送ったこの者らが所得再分配を唱えるならそれは偽善である、と。ニュー・ディール、ニュー・フロンティア、ニュー・アライアンス。これらが墮落の象徴であり、今こそアメリカ憲法の当初の原理—多数派の意志制約こそ私有財産の保護を容易にし、進歩・秩序・正義に資するといった考え方に、立ち戻らねばならない、と。

アメリカはかつてヨーロッパから自由の文明を学んだが、今日ヨーロッパの存続は自由で強力なアメリカに大きく依存しているように、欧米は相互不可欠の関係にある。アメリカの自由財産保障の使命は重大であり、その失敗は由々しき事態となる。ボックス・アメリカーナとは自由と財産の保護の謂いなのだ。アメリカの独立と建国は自由の祝福となったが、現今の「民族自決」に基づく植民地独立は自由権と財産権の侵害を伴っている。アメリカおよび西欧は今こそ「人類の天性の貴族」「本来の貴族」たるの自負を以て、国連に見られるような平等化、民衆支配への対抗を図らねばならないのだ、と。

2. ディーチェ所説の意義と問題点

剛胆、剛直、あるいは傲然との印象があろう。いかにも反時代的である。しかも一巡しての反時代性。ディーチェが本書を執筆した当時の思潮は社会民主主義²⁰⁾その後、ハイエク、フリードマンに代表される経済的自由主義の季節となった。ディーチェの得意、思うべしである。しかるに現今、我が国においては「持つ者と持たざる者」との境遇の差違を固定するとされる「格差社会」、²¹⁾「強欲なる資本主義とか市場原理主義」と目されるものへの反発がしきりである。再び反時代性—「一巡しての反時代性」の所以である。

さて、ディーチェ所説への評価や如何に。私有財産制、所有権の重視、財産権が自由にとっても文明にとっても不可欠との所見。これは基本的に真理であろう。—共産主義の実態に徴するに明白である。圧制は私有財産の否定と同義である。全体主義体制の鉄則である。スターリン政権下のソ連、毛沢東政権下

の中華人民共和国、ボルボト政権下のカンボジア、建国以来の朝鮮民主主義人民共和国を思え。その極めて簡明な、しかし重大な真理の再三にわたる力説に大きな意義がある。

その上で、なお問題点と思しきものがある。大別して2点が挙げられよう。

第1に、過度の単純化、他の側面の捨象ともいうべき点である。多色の世界を2色刷で表現するが如し。ルソーの諸々の著作に言及して語られる、(18世紀を経て)“19世紀末までは財産権擁護論が主潮であった”という論旨。当のルソーの『人間不平等起源論』(1754年)の、「私有こそ政治社会の起源であるとともに悲惨と恐怖の淵源である」旨の言明²¹⁾に見るが如く、必ずしも妥当せぬかと。フランス革命の進行過程において私有財産制は存続したとの所見に関しても、留保が必要である。ジャコバン派による恐怖政治は生命と自由権への侵害であったと同様に、富裕層と中間層に対する財産権剥奪をもたらしたように。尤も、ディーチェは「旧体制」の封建的諸特権に対して批判的である限り、その廃棄を帰結したフランス革命の意義は全体として肯定されるのであろう²²⁾「結社の自由」に対するディーチェの敵意ある態度—労働組合を封建的ギルドと類比するような所見—も、これと符帳が合っている。(この点、自由にとっての団体自治の重要性を力説するトクヴィルとは、同じ自由主義者とはいえ認識を異にしている。)更にはユートピア論の系譜を想起しよう。ユートピア論者の空想の所産たる理想社会が凡そ財産共有制—全体主義体制—であることに留意せよ。プラトンからフーリエに至るまで。こうした系譜は、19世紀末まで自由財産思想の系譜と並行して厳存してきた。かつ20世紀にあっても、ミーゼスやハイエクのように、自由市場と私有財産制の意義を説く論者は確固として存続、もしくは遅く復活している。総じて、19世紀と20世紀との境を分水嶺として、前者まで私有財産擁護論が主流、後者からは私有財産否定論が主流との説明は、十二分に説得的とはいえない。

第2に、ディーチェによる財産権擁護論の論拠に「十把一絡げ」の嫌いがある点である。あらゆる論拠が財産権の正当性の理由として挙げられている。慣習も自然権も。正義の観点からも効用の観点からも。これらが何れも財産権擁

護論の根拠となりうることは、ディーチェの論ずる通りであるが、あれもこれもでは時に不都合。更なる考察を要する局面もある。財産権はそれが人間の権利と正義に適うが故に擁護されるべきなのか、自由それ自体に至上の価値ありと見て即自的にこれを肯定するように。はたまた財産権は個人の効用や社会の繁栄や文明の維持発展にとって不可欠であるが故に擁護されるべきなのか、自由の作用もそうであるように。これらの論拠は両立するのが通例であろう。が、その対立可能性については如何に。その際の優先順位や如何に。社会発展のある段階で、たとえば奴隷制の方が自由労働よりも当該社会の生産性を高めるとすればどうか。奴隷制はその限りで容認されるのか、断じて否なのか。私有財産に厳しい制約を加える統制経済が、たとえ短期的にせよ成果を上げるとすれば如何に。効用最大化の特異例として認めるのか、人間的自由に反するが故に断固これを撥ねつけるのか。こうした論点にディーチェ所説は曖昧である。

以上の問題点の一切に関わらず、一あるいは無用の反発を惹起しかねぬ「貧者」や「後進国」への罵倒とか、(理想化された)アメリカへの心酔ぶり等を割り引いても一、ディーチェ所説の意義は重大でなければならない。まこと、あらゆる専制的権力、全体主義独裁体制は、まずもって私有財産権の蔑視とともに始まり、私有財産制の廃棄を以て完成に至るものだからである。財産権擁護こそは、思潮の転変に関わらず、自由主義者にとり常に拳拳服膺されるべき、あるいは努めて想起されるべき、社会・経済・政治哲学上の基本命題でなければならない。

註

- 14) Gottfried Dietze, *Zur Verteidigung des Eigentums* (J. C. B. Mohr, 1978), SS. 112-114
- 15) A. a. O., S. 116
- 16) A. a. O., SS. 151-152
- 17) A. a. O., SS. 153-156
- 18) A. a. O., SS. 190-192

19) A. a. O., S. 193

20) 拙稿「ゴットフリート・ディーチェ『財産権擁護論』の事(1)」(愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編第6号, 1999年2月)79頁を参照。

21) 「ある土地に囲いをして、『これはおれのものだ』と最初に思いつき、それを信じてしまうほど単純な人々を見つけた人こそ、政治社会の真の創立者であった。杭を引き抜き、あるいは溝を埋めながら、こんないかさま師のことを聞かないようにしましょう、果実は万人のものであり、大地はだれのものでもないということを忘れれば、君たちは身の破滅だと、同胞に向かって叫んだ人は、どれほど多くの悲惨と恐怖とから人類を免れさせてやれたことであろうか」(原好男訳、『ルソー全集』第4巻, 白水社, 1978年, 232頁)。

22) 前掲拙稿85頁を参照。

付 記

2006年7月10日,ゴットフリート・ディーチェ死去。生年に関して1922年と1920年との2説がある。死後の短い評伝としてウェブ上に次のものがある。

Sergio Noto, “Death of Professor” (<http://eh.net/pipermail/hes/2006-July/006684.html>), Riccardo Pelizzo, “Who Was Gottfried Dietze ?” (<http://www.mises.org/story/2262>), Kenneth R. Gregg, “Gottfried Dietze, RIP” (<http://hnn.us/blogs/entries/29199.html>)

なお,前掲拙稿94頁に誤訳がある。正しくは「プロイセン一般ラント法」である。